

第21号(3)

(通巻第65号)

平成28年2月

特別支援教育 ほっかいどう

Journal of Special Needs Education in HOKKAIDO

A green silhouette map of Hokkaido, Japan, is centered on the page. The text '特集' is overlaid on the map.

特集

特別支援教育における「合理的配慮」の
拡充を目指して

～共生社会の形成に向けた

インクルーシブ教育システム構築のために～

北海道立特別支援教育センター

特別支援教育ほっかいどう (通巻第65号)

特集

特別支援教育における「合理的配慮」の拡充を目指して
～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために～

寄稿

インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取組に期待すること
東北福祉大学教育学部教育学科 教授 大西孝志 … 1

実践5

知内町におけるインクルーシブ教育システム構築モデル地域事業の取組
～スクールクラスターの効果的活用や合理的配慮の提供～
知内町教育委員会 教育長 田中健一 … 8

実践6

「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組
新ひだか町立三石小学校長 松井伸樹 … 13

実践7

新十津川中学校における特別な教育的ニーズのある子どもの
合理的配慮と環境整備について
新十津川町立新十津川中学校 教諭 佐々木睦美 … 17

最新情報

国立特別支援教育総合研究所「支援機器等教材普及促進事業」の事業紹介
国立特別支援教育総合研究所
教育情報部主任研究員 新谷洋介 … 21

北海道立特別支援教育センターからのお知らせ

教育相談の案内

…27

「インクルーシブ教育システム構築モデル事業の取組に期待すること」

東北福祉大学教育学部教育学科 教授 大西 孝 志



1 はじめに

平成 19 年度から本格実施となった特別支援教育は、我が国の特殊教育(特別支援教育)の 60 年ぶりの大改革でした。盲・聾・養護学校は特別支援学校になり、それまでの障がいの種類と程度に応じて特別な場で教育を行う「特殊教育」は、一人一人のニーズに応じて、すべての学校で適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換することになったのです。

また、同年は、日本が「障害者の権利に関する条約」に署名し、インクルーシブ教育システムという言葉が普及するきっかけとなった時期でもあります。その後 9 年の歳月が流れ、現在、義務教育を受けている児童生徒(約 1000 万人)全員が、小学校に就学した時点から特別支援教育制度の下で学んでいるという状況を迎えました。

現在、私が大学で指導している学生は、平成 19 年当時、小学校 5 年生から中学校 2 年生であった者が大半で、特殊教育から特別支援教育の転換を、教育を受ける側として実際に経験しています。

そのため、「特別支援教育」について知っていることを発表させてみると、

- ・自分の担任が特別支援教育コーディネーターだった。当時はそれがどういうものか分からなかったが、入学式の職員紹介で担任がコーディネーターという横文字で紹介されていたのを聞いて不思議に思った。
- ・毎年、隣の養護学校と一緒に遠足に行っていた。ある年、学校の名前が急に「支援学校」と変わったので驚いた。
- ・総合的な学習の時間にアイマスクを付けて歩いた。盲導犬を連れた視覚障がいがある方の話を聞いた。
- ・「特殊教育」という言葉には馴染みがない。特別支援教育の方が聞き慣れている。

というような、実体験に基づいた意見を述べる者が少なからずいます。

これから我が国の担い手となる者がこのような環境で学んでいることを踏まえると、インクルーシブ教育システムやインクルーシブな社会が時間をかけて形成されていくことは、近い将来必ず実現すると思います。

一方、平成 28 年 4 月に施行される、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」とする。)においては、障がいのある者に対する合理的配慮の提供が義務付けられ、学校におけるインクルーシブ教育システムのさらなる充実はできるだけ早く整備すべき課題となっています。

本稿では、その嚆矢として各地で行われているインクルーシブ教育システム構築事業について解説するとともに、今後の特別支援教育に期待することを述べたいと思います。

2 インクルーシブ教育システム構築事業

我が国においては、障害者の権利に関する条約や改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が強く求められています。

インクルーシブ教育システムにおいては、可能な限り障がいのある子どもと障がいのない子どもが同

じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。また、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、本人・保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、文部科学省では、平成 25 年度から全国の自治体等に委託して、地域の実情、ニーズに合わせた、4 つの柱、7 つの事業で構成される「インクルーシブ教育システム構築事業(表 1)」を推進しています。

表 1 インクルーシブ教育システム構築事業の構成

<p>(1) インクルーシブ教育システム構築モデル事業</p> <p>① モデルスクール 【札幌市・新十津川町・新ひだか町】</p> <p>② 交流及び共同学習 【道内には実施地域・学校なし】</p> <p>③ スクールクラスター【知内町】</p> <p>(2) 特別支援学校機能強化モデル事業</p> <p>① 特別支援学校のセンター的機能充実事業 【道内には実施地域・学校なし】</p> <p>② 特別支援学校ネットワーク構築事業 【道内には実施地域・学校なし】</p> <p>(3) 早期からの教育相談・支援体制構築事業 【美瑛町 H24、25・根室市 H26～】</p> <p>(4) 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進 【北海道札幌視覚支援学校・北海道岩見沢高等養護学校】</p>
--

(1) インクルーシブ教育システム構築モデル事業

学校教育においては、平成 23 年 7 月に中央教育審議会初等中等教育分科会でとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下、「報告」と記す)の趣旨を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として「合理的配慮」の提供を行う必要があります。

そこで、設置者及び学校が、障がいのある子どもに対して、その障がいの状態に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ(以下、「スクールクラスター」と記す)を活用した実践研究を行い、その成果の普及を目的として行われている取組が本事業です。

インクルーシブ教育システム構築モデル事業は、以下の 3 つの形態を通して、障がいのある子どもの学びを支えていくための体制作りと指導や支援の充実を図り、それぞれの取組の中で合理的配慮を検討し、それらの事例を国立特別支援教育総合研究所においてデータベース化することを目的としています。

① 学校の取組を総合的に支援 ～モデルスクール～

報告においては合理的配慮を行う前提として、学校教育に求めるものを次のとおり整理しました。

- | |
|--|
| <p>a 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学び共に育つ理念を共有する教育</p> <p>b 一人一人の状態を把握し、一人一人の能力の最大限の伸長を図る教育(確かな学力の育成を含む)</p> <p>c 健康状態の維持・改善を図り、生涯にわたる健康の基盤をつくる教育</p> <p>d コミュニケーション及び人との関わりを広げる教育</p> <p>e 自己理解を深め自立し社会参加することを目指した教育</p> <p>f 自己肯定感を高めていく教育</p> |
|--|

これらを踏まえて、モデルスクールの指定を受けた設置者及び各学校は、障がいのある子どもの状態や教育的ニーズ等を把握し、「個別の教育支援計画」等の作成と活用を図り、子ども一人一人に応じた「合理的配慮」の検討・提供を行っています。

合理的配慮は、たとえ子どもの障がいの程度が同じであったとしても、教育的ニーズ、集団を構成するメンバー、家庭環境、そして学校等の基礎的環境整備によって、その内容は異なるものとなります。

② 地域内で共に学ぶ「交流及び共同学習」の取組を総合的に支援 ～交流及び共同学習～

交流及び共同学習の充実は、児童生徒等の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有するとともに多様性を尊重する心を育むことにつながります。

この交流及び共同学習は、これまでも各学校・地域において取り組まれてきているものですが、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶことを実現するための有効な手段であるという認識の下に取り組むことが大切です。

特別支援学校と、小・中学校等、（特別支援学校に在籍する児童生徒等が居住する地域の小・中学校等を含む。）との交流及び共同学習、並びに小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の計画的・組織的な実施について実践研究を行い、児童生徒等の相互理解を推進するに当たって、合理的配慮の検討・提供を行います。交流及び共同学習は、子どもにとって連続性のある多様な学びの場での学習経験になり、保護者や教職員等にとっては、就学先を検討したり、障がいの程度等の変化によって学びの場を変更することを検討したりするときの貴重な情報にもなります。

また、共生社会の形成の実現に向けて、障がいのない子どもたちにとっても特別支援教育の理解のためには非常に重要な学習の機会だと思えます。

③ 地域内の教育資源を活用した取組を総合的に支援 ～スクールクラスター～

子どもの障がいの重度・重複化、多様化に対応し、適切な指導と必要な支援を提供するためには、在籍する学級や通級指導教室だけでは十分な教育的ニーズに応えることが困難な場合があります。そのため、地域内にある特別支援教育の専門性を有している教育資源を組み合わせ、一人一人の教育的ニーズに応えていくことが大切です。報告においても、「多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進」を図ることが重要であると示され、スクールクラスターによる支援の充実が求められています。

一方これまでも、特別支援学校がセンター的機能の一環として域内の特別支援教育の充実を図ってきた例は多く見られました。しかし、より地域に根ざした、日常的な支援を充実させていくためには、特別支援学校だけではなく、特別支援学級や通級指導教室等の専門性もネットワークの輪に加え、身近な地域や学校等での支援体制の構築が必要です。

そこで、本事業では多様な障がいに対応した指導や支援を提供するために複数の市町村や、市町村の全域又は一部がモデル地域となり、地域内のスクールクラスターを活用した、障がいのある児童生徒等に提供される合理的配慮について検討、事例の蓄積を行っています。

これら3つの事業においては、学校内外、関係機関との連絡・調整、特別支援教育コーディネーターへの助言、保護者の教育相談対応の支援などに当たる、特別支援教育に関する専門的な知識や経験を有する「合理的配慮協力員」の配置等も行い、体制整備の充実に努めています。

(2) 特別支援学校機能強化モデル事業

インクルーシブ教育システムを構築し、体制を強固にするためには、特別支援学校の専門性の向上を図るとともに、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させることが大切です。特別支援学校の機能強化のための事業には「特別支援学校のセンター的機能充実事業」と「特別支援学校ネットワーク構築事業」があります。

① 特別支援学校のセンター的機能充実事業

委託を受けた教育委員会は、推進地域及び各特別支援学校における専門性の現状を分析の上、求め

られる専門性を明確にして方策を検討します。その結果に基づいて、S T（言語聴覚士）、O T（作業療法士）、P T（理学療法士）及び心理学の専門家等の外部人材を配置・活用するとともに、自立活動、キャリア教育・職業訓練、I C T・A T活用等の専門性向上のための研修等を行っています。併せて、推進地域内の各特別支援学校の特別支援教育推進に係る役割分担を地域別や機能別に明確化し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実することを目的としているのがこの事業です。

特別支援学校がセンター的機能を効果的に発揮するためには、特別支援学校間での適切な連携が行われるとともに、特別支援学校と、小・中学校を設置している市町村教育委員会とが十分に連携し、小・中学校が円滑に支援を受けられるような体制を整備することが大切です。

② 特別支援学校ネットワーク構築事業

この事業は、視覚障がい、聴覚障がい、病弱という一自治体当たりには設置されている特別支援学校数の少ない障がい種について、都道府県の枠を超えたネットワークを構築して、広域的に専門性向上のための取組を行うものです。

委託を受けた教育委員会は、対象障がい種の特別支援学校をそれぞれ指定し、障がい種ごとに連携して、例えば、

- ・ 県を超えて研究授業等を行い、指導方法の工夫について検討
- ・ 障がい種や発達段階に応じた教材・教具の活用方法の実践研究や開発
- ・ 障がい種ごとに経験豊かな教員が、指導・助言をするために、ネットワークに加盟している特別支援学校を都道府県を越えて訪問

するなどして、1つの都道府県では解決が困難な研修や個別の支援について広域的な取組を行うものです。

なお、本事業の実施に当たっては、各地域の実情に応じた事業を計画・実施することに加え、特別支援学校における児童生徒等の重度・重複化に対応した教育を一層充実することや、キャリア教育・職業教育、I C T・A T活用などの今日的な教育課題に対応するための専門性の向上を図ることにも留意することとなっています。

北海道においては、道内に同じ障がい種の特別支援学校が複数設置されているため、ネットワーク構築事業の委託は受けていませんが、これまでも、北海道視覚障害教育研究会（道視研）、北海道聴覚障害教育研究会（北聴研）など、障がい種に応じた研究団体が組織されており、ネットワークは整備され、専門性向上のための研修会が定期的開催されています。

(3) 早期からの教育相談・支援体制構築事業

この事業は、障害者基本法の改正や学校教育法施行令の改正の趣旨を踏まえ、障がいのある子ども（特別な支援が必要となる可能性のある子どもを含む。）及びその保護者に対し、各市町村教育委員会が早期から情報の提供や相談会の実施等に取り組み、柔軟できめ細やかな対応ができる一貫した支援体制を構築することを目指しています。

委託を受けた教育委員会は、子どもやその保護者への早期からの教育相談・支援に関わる教育、保育、福祉、保健、医療等の関係部局・機関等と、連携協力のためのネットワークを構築します。また、子どもの教育的ニーズに対応した支援や教育についての相談に対して助言できる仕組みを構築したり、就学事務担当者等の専門性向上のための研修会等を実施したりしています。

また、本人・保護者への情報提供や学校への指導・助言等の支援を適切に行うために、子どもの教育や就学について専門的な知識をもち、関係部局・機関等や地域との連絡・調整、情報収集等を行う職員（早期支援コーディネーター等）を配置するなどの体制を整備し、支援の充実に努めています。

支援に当たっては、乳幼児期を含め早期から成人に至るまで一貫した対応ができるように、個別の教育支援計画を作成し、活用します。特に、就学期における個別の教育支援計画の作成に当たっては、本人・保護者、幼稚園等も加えて、医学、心理学、教育学等の専門家の意見を聞くこととなっています。市町村教育委員会は、幼稚園等を通じて子育て支援や、就学先の決定に関する情報を提供するほか、学校見学会や体験入学などの様々な機会に教育相談が受けられる体制を構築することが重要です。

平成24年～25年度に本事業を実施した美瑛町の取組成果は、関係者に注目されており、道外で行われる教育委員会担当者を対象とした本事業の説明会、成果報告会、フォーラム、特別支援教育関係雑誌

等においてその先進的な取組が紹介されています。

現在は、根室市が指定地域となり、地域の特性を生かした早期からの教育相談支援体制構築に向けた取組を実施しています。

(4) 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進

障害者基本法及び平成 24 年 7 月にとりまとめられた「報告」において、学校における交流及び共同学習の意義は、「共生社会の形成に向けて、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる」と示されています。このような中、先に述べた「(1)インクルーシブ教育システム構築モデル事業 ②交流及び共同学習」において、様々な取組が行われてきました。

さらに、2020 年にオリンピック・パラリンピック東京大会が開催されることが決定し、オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議においても、国として今後さらに障がい者への理解を進めることが重要であることが確認されました。

そこで、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障がいのある子どもと障がいのない子どもと一緒に障がい者スポーツ（夏季・冬季パラリンピックの種目など）を行ったり、障がい者アスリートの体験談を聞くなどの障がい者スポーツを通じた交流及び共同学習を計画的に実施したりすることによる、障がい者理解の推進を目指し、今年度(平成 27 年度)からこの事業が始まりました。

道内では北海道札幌視覚支援学校と北海道岩見沢高等養護学校が中心校となって視覚障がい者のスポーツ、車いす使用のスポーツ等を通じて障がい者理解教育の取組を行っています。

これらのインクルーシブ教育システム構築事業は、今までも各地域・学校において行われてきたものです。以前は「合理的配慮」という言葉こそ使われていませんでしたが、「在籍する支援が必要な子どもへの指導上の配慮」は全ての学校で行われていたと思います。

交流及び共同学習は、昭和 62 年に私が室蘭豊学校に着任した時、行事の交流のみならず、小学校への転校（学びの場の変更・インテグレーション）を検討する児童に対して、「教科丸ごと交流」という実践が行われていました。

地域内の教育資源の活用については、「スクールクラスター」という表現こそありませんでしたが、盲・聾・養護学校や近隣の特殊学級及びことばの教室の教諭が核となって、支援が必要な子ども（早期の相談も含む）に対するネットワークを形成していました。

現在は、事業という形でインクルーシブ教育システムの構築が行われていますが、これまでの蓄積がある地域・学校においては、それらを継承・発展し、現在のシステムに反映させていくという実践を進めていただきたいと思います。

インクルーシブ教育システム構築事業では、その他、「医療的ケアのための看護師の配置」等も行っていきます。

3 合理的配慮の提供

冒頭でも述べましたが、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の施行まで、あとわずかとなりました。今後は（公立）学校における合理的配慮の提供は当たり前のこととなります。この際、私たち教育関係者は教育における「合理的配慮」の考え方をしっかりと整理しておく必要があります。学校教育における合理的配慮のポイントは、以下の 4 つの視点で考えることができます。

(1) 「平等」と「公平」のバランスの視点

合理的配慮の提供は単に、障がいのある子どもへの手厚い支援を行えばよいということではありません。障がいがない子どもの側から見ても、その合理的配慮の提供が「公平」でなければならないからです。図 1 の絵をご覧ください。3 人の子どもが野球観戦をしている場面になります。3 人は身長が異なり、そのままでは、2 名の子どもは木製のフェンスに遮られて野球観戦ができません。

左の絵に示した平等の観点に立つと「身長に関係なく一人1箱」となります。一番背が高い子どもも「箱があった方が、より高い位置から観ることができるので1箱ください。」と主張する権利はあります。しかし、試合をみんなで楽しく観るという目的を達成するためには、右の絵のような「公平」の観点による箱の分配が必要です。

一人一人の箱の個数が異なっても全員が納得できることが「合理的」ということになります。

例えば、視覚障がいがあり点字で大学入試センター試験を受験する学生に対して、試験時間の延長を検討する際には、この「平等」と「公平」のバランスを保った合理的配慮の提供が求められます。延長する時間が、障がいのない学生にとっても、妥当であるという理解が得られない場合、それは「合理的配慮」ではなく「一方だけに有利な非合理的・不合理な配慮」となりかねません。

特別支援教育の視点・合理的配慮とは (平等: EQUAL(左) 公平: FAIR(右))

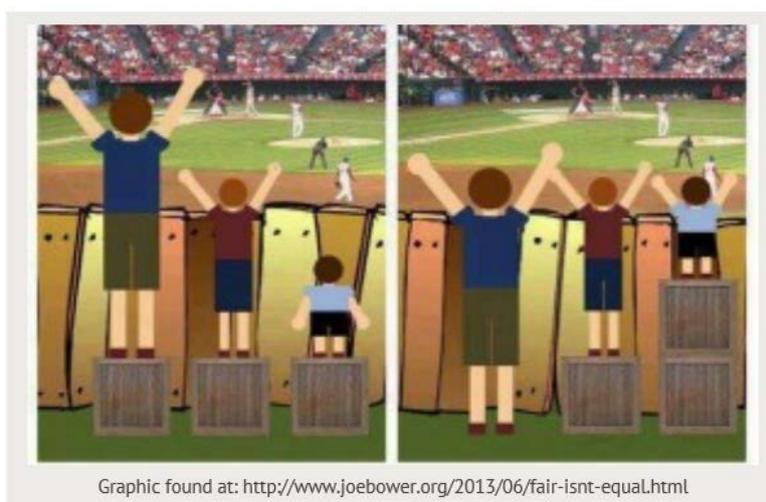


図1 特別支援教育の視点・合理的配慮とは（「平等」と「公平」）

(2) 将来の自立と社会参加につなげるという視点

支援が必要な人に対して合理的配慮を提供することは大切です。しかし、教育においては「この場面では、手助けしないで（支援をしないで）自分で頑張らせてみる」ということが、本人のためになるという場合があります。

例えば、車いすを使用している小学生が数センチ程度の段差を乗り越えることができない時、教師が車いすを押して段差を乗り越えさせることもあります。乗り越えるコツをつかませるために安全面に配慮して、「手伝わないから自分で頑張ってみなさい」と見守ることがあります。

教育においては、状況、発達段階、障がいの状態等に応じて、「自分でできること」「少し頑張ればできること」「たくさん頑張ることができること」「支援が必要なこと」を見極めて対応することが、生きる力の育成につながることがあります。

五体不満足の著者である乙武洋匡氏も、自身の本の中で同様のことを述べていますが、あえて「支援をしないで見守るといふ支援(合理的配慮)」があるということをおぼろげに留めておかなければならないと思います。合理的配慮はその子の将来の自立と社会参加につなげるために提供するものなのです。

(3) 保有している資源での対応という視点

再び、図1の話に戻ります。合理的配慮を検討するときには、「もしも、この野球場に箱が1つしかなかったとしたらどうするか」という考え方が必要になってきます。「野球場の経営会社に要望して、箱をたくさん購入してもらおう」という対応も考えられますが、それが届くのを待っているだけでは、試合が終わってしまいます。

現在ある資源(人的、物的、金銭的)で何ができるのかを考えることが、目の前の子どもに即した合理的配慮となります。図1の場合であれば、1つの箱を真ん中の子どもに渡し、一番小さな子どもを大きな子どもが肩車するということや、木のフェンスではない金網のフェンスの後ろに移動して試合を観ることが合理的配慮になるのではないのでしょうか。

現在、国立特別支援教育総合研究所のWebページでは、インクルーシブ教育システム構築事業を実施している地域からの報告を「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(<http://inclusive.nise.go.jp/>)として紹介しています。このデータベースは、同じような障がい、同じような環境の事例であったとしても、提供する合理的配慮は、一人一人異なることを踏まえた上で活用することが必要です。合理的配慮はあくまでも個別的な対応です。障がいの状態や環境(学級集団、家庭等)に応じ、子どもが百人いれば百通りの合理的配慮が存在し、提供する側にも百通りの資源があります。それらの組合せは無限にあることを考慮することが重要です。

(4) 基礎的環境整備を踏まえた合理的配慮という視点

今後、設置者等による基礎的環境整備が充実してくると、合理的配慮の内容も変化してくることが考えられます。一度決定した合理的配慮をそのまま継続するということは、先ほど述べた「必要のない配慮まで行い続ける」ということにもつながりかねません。教育環境(基礎的環境整備を含む)の変化や子どもの成長に合わせて、合理的配慮を見直し、それを個別的教育支援計画等に記載し、保護者・関係者と共有し、その時点で必要な合理的配慮を提供していくことが大切です。

4 特別支援教育への期待 ～小学生の投書から～

私が大学で特殊教育を学び始めてから33年経ちます。当時は特殊教育が自分の退職まで継続するものと信じ、盲・聾・養護学校の名称がなくなるということは考えもしませんでした。しかし、それと同様に、小・中学校等すべての学校で「教育上特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行う」(学校教育法81条)旨が、規定されることも想像できませんでした。特別支援教育はまもなく10年目となり、さらにステップアップする時を迎えています。そのためには、教職員の特別支援教育への理解にとどまらず、社会における特別支援教育への理解、子どもたちの特別支援教育への理解をさらに高めていく必要があります。

前回寄稿した、特別支援教育ほっかいどう第19号(3)では、中学生の文章で稿を閉じさせていただきましたが、本号では先日の新聞で見つけた小学生の投書をもってまとめたいと思います。学校教育においては、この小学生のような感性をもった子どもを育てることが、我が国の共生社会の実現への近道だと私は信じています。

「思いやりのある社会へ」 小学校6年児童

みなさんは「障害者優先駐車場」をご存じですか。大きな施設やスーパーの入り口近くに設けられた「車いすのマーク」が表示された駐車場です。私が行くお店では、「高齢者マーク」「チャイルドシートマーク」の表示された駐車場もあります。

私がこのお店を訪れたとき、この駐車場を元気そうな男性が堂々と利用している、そんな場面に出会いました。私はそのような大人を見て、とても悲しい気持ちになりました。(中略)

「障害者のための国際シンボルマーク」は、車いすのデザインですが、決して車いすを利用している人に限られたマークではありません。障害者全体を示しているマークで、この印が表示された駐車場を一般の人が使っても、罪に問われることはありません。つまり、みなさんのモラルに委ねられているということになります。(中略)

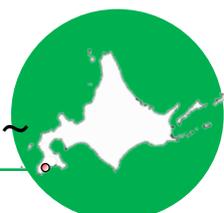
私の町が、人への思いやりのある町、本当に素敵な町になることを私は願っています。

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆



知内町におけるインクルーシブ教育システム構築モデル地域事業の取組

～スクールクラスターの効果的活用や合理的配慮の提供～



知内町教育委員会
教育長 田中 健一

1 はじめに

知内町は、渡島管内西部に位置する、人口約 4600 人の小さな町です。町の主産業は、農業・漁業・林業の一次産業であり、特にニラ、牡蠣、木質バイオマスが広く知られています。

町内の学校は幼稚園、小学校が3校、中学校、町立の高等学校があり、町立学校としての利点を生かし、外国語活動・外国語教育、特別支援教育、学力・体力向上の取組など学校間の連携を意識しながら取組を進めてきました。

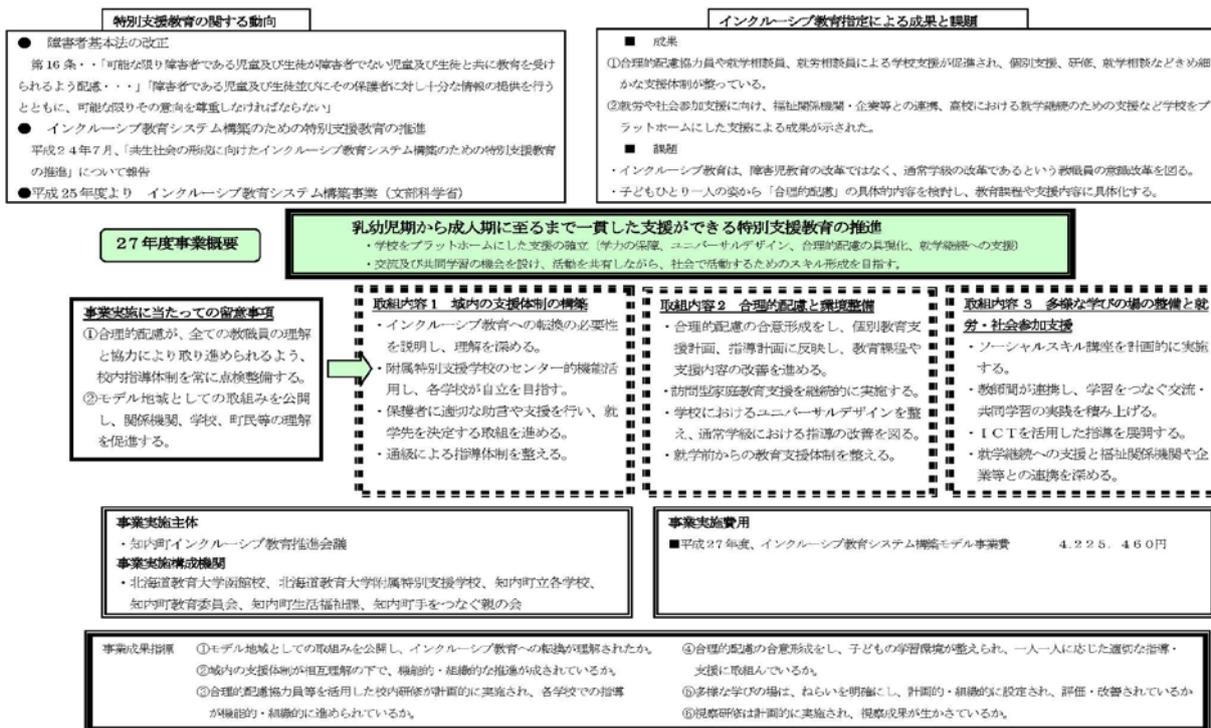
特別支援教育では、平成 22 年度特別支援教育グランドモデル地域指定事業を受け、相談支援ファイルの作成・活用、就学指導・就学相談の充実について実践研究を深めました。特に、相談支援ファイル「結」の活用と知内町特別支援教育推進協議会の設置は、知内町の特徴である幼・保から高校までの一貫した支援体制を整えることになりました。

しかし、課題として以下の5点の改善が指摘されていました。

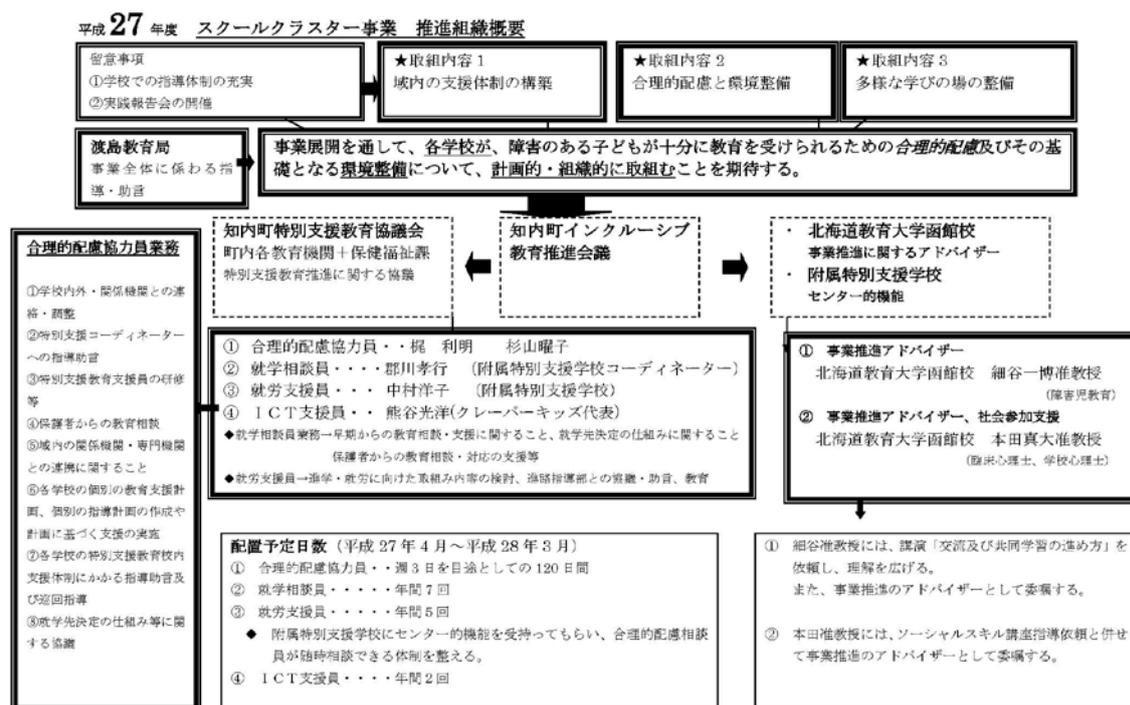
- ① インクルーシブ教育システムの理解が必要であること。
- ② 就学相談、就学後の継続的教育相談体制の充実が必要であること。
- ③ 個別の教育支援計画、個別の指導計画に基づく質の高い授業の構築が必要であること。
- ④ 教職員並びに特別支援教育支援員の力量・専門性の向上が必要であること。
- ⑤ 高校卒業後の就労や社会参加に向けた取組を充実させる必要があること。

特に、特別支援教育支援員は、現在、幼稚園4名、小学校5名、中学校1名、高校2名配置していますが、支援員を支えるためのアドバイスや必要な研修を担当する人材が求められました。また、高等学校での特別支援教育では、就労や社会参加を視野に入れた指導体制を整えることは急務な課題でもありました。

2 知内町インクルーシブ教育システム構築モデル事業（スクールクラスター）概要



◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆



3 スクールクラスターを活用した取組を支援するために、教育委員会が行った取組・工夫

(1) 知内町インクルーシブ教育推進協議会の設置

知内町では、インクルーシブ教育の推進、取組の点検・評価・指導助言、学校間の情報共有及び連携、町部局や地域社会との連携を目的としてインクルーシブ教育推進協議会を設置しました。

講成員は、①学識経験者（大学准教授）、②合理的配慮協力員、③特別支援学校教諭、④町特別支援協議会長、⑤町教育支援委員長、⑥町特別支援教育支援員代表、⑦障がい者親の会代表、⑧町生活福祉課職員、⑨保育士、⑩小学校、高校教員、⑪教育委員会の19名で組織しました。スクールクラスターを活用する取組を進めるため、北海道教育大学附属特別支援学校にセンター的機能を担ってもらい、計画立案や事業推進にアドバイスをもらうと共に、就労支援員、就学相談員として実際の指導にも携っていただきました。

(2) 取組内容1「域内の支援体制の構築」

○目的

- ① 知内町の各学校と北海道教育大学函館校・附属特別支援学校とのパートナーシップの確立
- ② 早期からの教育相談・支援や就学指導が受けられる体制の確立
- ③ 教育的ニーズと必要な支援、就学後の一貫した支援に助言できる教育支援委員会の確立

○具体的取組から

- ① 一貫した支援を目指す教育支援委員会機能の強化

就学指導委員会から教育支援委員会に名称を変えただけでなく、支援機能をいかに充実させ、継続した支援が可能となる方策を検討しています。特に課題となっていた

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

就学・就労では、就学相談員、就労支援員の2名を配置した取組を行いました。

就学に向けた相談の実施や就学する学校との連絡・調整をきめ細かに実施したことで、保護者や児童の安心感につながっています。また、就学後、言葉の指導が必要な児童に対し、週1回通級による指導（ことばの教室）ができる体制を整えました。指導を進める中で、当初は通級による指導に難色を示していた児童が、自信を得て、はりきって教室を訪れるようになったことが報告されています。

また、就労支援では、高等学校進路指導担当者と連携を図り、専門的なアドバイスをしたり、就労予定先での就業体験の実施をしたりするなど、生徒の不安感を取り除き、自信をもって社会に出ていけるような支援を進めています。

② 研修会の開催

インクルーシブ教育システム構築は、主として学校を中心に展開されており、地域住民や保護者、他地域の教職員等に周知することが課題となっていました。そこで、実践報告と研修の機会を設定し、広く周知しながら理解を深める取組を実施しました。

平成27年度は、「共生社会の形成に向けた、交流及び共同学習の在り方」「社会参加につなげるために～ソーシャルスキルトレーニング～」の2講座を開催しました。講師は、知内町インクルーシブ教育システム構築事業のアドバイザーの北海道教育大学函館校の細谷一博准教授、本田真大准教授に依頼し、以下の2点についてご教授いただきました。

- ・交流及び共同学習では、「場の共有」ではなく「活動の共有」であり、お客さんでは意味が無いこと。
- ・学校教育活動全体を通じて計画的に進められることが大事であり、その場だけの取組としてはならないこと。

また、ソーシャルスキルトレーニングでは、「多様な子どもが参加しやすいソーシャルスキル教育の実践例」「これからの社会をよりよく生きるためのソーシャルスキル」について研修を深めることができました。

(3) 取組内容2「合理的配慮と環境整備」

○目的

- ① 合理的配慮の提供を通じて、個別の教育支援計画、個別の指導計画を点検・改善し、一人一人に応じた適切な指導・支援を確立する。
- ② 保護者等の不安解消に向けた、訪問型家庭教育支援活動を定着させる。
- ③ インクルーシブ教育実践地域視察や各学校での取組を支援する研修活動を定例化する。

○具体的取組から

① 合理的配慮協力員の活動

- ・学校訪問（対象：幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校）

学校訪問では、管理職やコーディネーターから情報収集、特別支援教育担当教諭及び支援員との相談及び指導・助言、保護者との相談及び指導・助言が主な内容となっています。

通級による指導（ことばの教室）を利用する児童が教室での学習活動等において自信を失わないように配慮することを担任教師と相談したり、保護者を交えた通級による指導を実施したりすることで、保護者、児童が共に安心して学習活動に取り組むことにつながっています。また、支援員との相談では、対象児童と接するだけでなく他の児童との関わりを深めることで、対象児童の交友関係も広まっていく等

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

のアドバイスをを行っています。

・知内町教育支援委員会への参加

教育支援委員会では、二次検査の実施担当者となり検査実施後、保護者との懇談や相談の時間を設定しています。このことで、保護者の不安を解消したり、就学する学校の状況等を知らせたりすることで、保護者の理解を深めることができています。

・知内町5歳児健診への参加

知内町生活福祉課では、5歳児健診を実施しています。就学前の幼児の健康状況等を把握するとともに保護者の子育てに対する不安等を解消する機会となっています。5歳児が遊んでいる様子を観察したり、協議に参加し専門的な見地からのアドバイスを言ったりしています。

・特別支援学校との連携

知内町インクルーシブ教育システム構築事業のセンター校として、北海道教育大学附属特別支援学校を委嘱しています。本事業の推進計画や取組状況等について担当者との協議を進めました。また、就学相談員、就労支援員を派遣していただき、ケース毎に事前協議等を実施し、合理的な配慮に基づく支援が提供できるようにしています。

② 訪問型家庭教育支援事業

子どもと保護者を支える相談事業として、訪問型家庭教育支援事業を実施しています。本事業は、子育てに戸惑ったり、わが子の発達に悩んだりした場合の相談体制を構築し、学校や教育委員会に足を運ぶことにためらいを感じるケースを想定して実施する子どもと保護者を支える相談事業です。合理的配慮協力員や就学相談員、就労支援員がケースに合わせて対応しています。

(4) 取組内容3「多様な学びの場の整備と就労・社会参加支援」

○目的

- ① 就労や進学に向けて、適性や社会性を育むための取組とする。
- ② 中学校、高等学校で進路に関する協議を実施し、適切な進路指導の在り方を確立する。
- ③ 交流及び共同学習、通級指導を計画的・組織的に進める。
- ④ ICTを活用した指導の可能性を探る。

○具体的取組から

① 社会参加を後押しするためのソーシャルスキル講座の定期的な実施

北海道教育大学函館校の支援を受け、中学校、高等学校でソーシャルスキル講座を取り入れています。特別支援学級に在籍する生徒と通常の学級に在籍する生徒に分けて実践しています。特別支援学級に在籍する生徒を対象とした場合は、知的障がいのある子どものソーシャルスキルとして「仲間に関係するスキル」「大人に関係するスキル」「自己に関係するスキル」を身に付ける取組を実施しました。また、通常の学級に在籍する生徒を対象とした場合は、学年全体で「明るい言葉かけ」を目標スキルとして実践しました。障がいの有無にかかわらず学年全体でスキルを習得することで、互いの関係づくりを見直す機会となっています。

② 就労適性支援事業

知内高校では、発達障がいのある生徒が在籍しているため、特別支援教育支援員を2名、嘱託支援員として配置し、学習活動支援を行っています。また、進路指導の一

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

環として生徒の希望や適性を生かしたり、適性を見出したりするために現場実習に取り組みました。合理的配慮協力員、就労支援員が進路指導部と相談しながら計画づくりを進めます。なお、実習は長期休業中とし、特別支援教育支援員が随行する形態で行っています。この成果として、地元企業の理解が得られ、実際に就労する場面での適切な配慮も取り入れていただき、就職まで進むことができました。

4 成果・課題

<成果>

- ・特別支援学校との連携パートナーシップにより、特別支援学校の機能を地域の教育に生かし、地域におけるインクルーシブ教育システム構築の足がかりとなりました。
- ・訪問型教育相談や就学時検診時の就学相談実施により、保護者の不安を解消することができました。
- ・専門的分野の教授、講師や合理的配慮協力員の指導助言により、個別の相談支援ファイルの効果的な活用について、評価や改善がなされました。
- ・町民説明会の開催や地元新聞等で取上げられたことにより、町民のインクルーシブ教育への関心が増し、外部からの評価や意見を取り入れることができました。

<課題>

- ・指定事業後、町予算内で事業を継続していくための町予算の確保と予算に基づいた適切な事業規模を考えていくことです。



◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆



「インクルーシブ教育システム構築モデル 地域事業」の取組



新ひだか町立三石小学校
校長 松井 伸樹

1 はじめに

新ひだか町は、平成17年の町村合併（三石町と静内町との合併）によって誕生した町です。三石地区には、7つの小学校がありましたが、平成23年度に三石小学校1校に統合され、全校児童188名でスタートしました。その後、年々児童数は減少し、現在は全校児童148名です。

特別支援学級で学ぶ児童は、現在8名在籍しています。

このような地域性を背景に平成26年度より「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」の指定を受け、今年度で2年目になります。対象児童は、ADHDを伴うアスペルガー症候群と診断され、知的発達の遅れは余り見られず、通常の学級との交流及び共同学習を活用することでより成長が期待できると考えられます。

平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の報告や平成26年に締結された「障害者の権利に関する条約」に則り、児童への基礎的環境整備と合理的配慮を推進することによって、通常の学級での活動に積極的に参加することができると考えての実践です。障害者差別解消法が平成28年から施行されようとしている今日、支援を必要とする児童が、可能な限り通常の学級で他の児童と一緒に豊かな生活を送れるように支援していくことが学校に求められている役割だと考えます。

2 学校体制としての取組

本校の職員数や児童数は年々減少していますが、特別支援学級に在籍する児童数や特別支援学級の学級数はさほど大きく変化していません。

昨年度（平成26年度）特別支援学級に在籍した児童は、知的障がい学級1名、自閉症・情緒障がい学級3名、言語障がい学級1名の計5名でした。3教室を使用し、担任数は4名、他に支援員として1名の配置がありましたので、教育環境としては幾分ゆとりがありました。

今年度（平成27年度）は、担任数や支援員数に変更はありませんが、知的障がい学級2名、自閉症・情緒障がい学級4名、言語障がい学級2名の計8名となりました。

学校体制の整備や基礎的環境整備に関連する取組として、次の4点があります。

- (1) 校内特別支援委員会を設置し、機能的に動けるよう障がいごとの担任と交流学級の担任・支援員とが話し合える小部会の設置
- (2) 通常1学級編成となる学年を児童数や支援の必要とする児童数に配慮し、学級数を弾力的に運用
- (3) 引継ぎや日常の指導に生かせるように個別の教育支援計画や個別の指導計画を整備
- (4) 職員間での打ち合わせ業務が日常的に行うことができるように職員室の机配置を工夫するなどの支援員と担任、交流学級の担任との連絡も密にできるような工夫

3 主な基礎的環境整備

【基礎1】ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

当町では、特別支援教育に携わる有識者や関係諸機関によるケース会議を開催し、就学予定の児童、特別支援学級に入級予定児童生徒の実態把握や対応・支援について情報の共有化を図っています。また、学齢期等における子どもの行動や事例等を研修する会を定期的で開催しており、各関係機関とのネットワークが組織化されやすくインクルーシブ教育システム構築のための運営協議会を設置できる環境が整えられています。

【基礎2】専門性のある指導体制の確保

当町では、外部有識者を招き、年2回運営協議会を開催し、特別支援学級の授業参観を実施し、具体的な実践をもとに合理的配慮の方法等について教員等と検討協議する機会を設けています。また、合理的配慮協力員を活用し特別支援教育コーディネーターとともに特別支援教育の中心的な役割を担い、通常の学級担任及び特別支援学級担任等と日常的に情報共有が図られるよう校内教育支援委員会等の体制整備に努めています。

4 主な合理的配慮

【合理①-1-1】学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

1時間の学習内容を視覚化し、途中、集中に欠けてしまっても、再び学習に戻り、学習課題の解決ができるように配慮しています。一つの学習内容が終わると自分でホワイトボードに記述した学習内容を「終了した」という横線を引きます。「終了」や終了時刻を明確にすることによって、教室移動をスムーズに行えるようになりました。

また、写真1のように、次の授業時間への気持ちの切替えが上手くいくようにアラーム付きタイマーや教材時計を掲示したところ、自分でアラームを止めに行き、スムーズに気持ちの切替えができるようになりました。



写真1 アラーム付きタイマーや教材用の時計、学習予定の掲示

交流及び共同学習を行う通常の学級では、学級の雰囲気づくりを重視し、特別支援学級への移動をスムーズに行うため「行ってらっしゃい」、「行ってきます」「お帰り」「ただいま」などと挨拶を交わすようにしています。

挨拶の言葉をかけ合うことで通常の学級全体が安心して生活できる場所になり、自由に通常の学級への出入りができるようになりました。更に、通常の学級では2度に渡り特別支援学級児童の特性や接し方、言葉のかけ方などについて通常の学級の児童の協力をお願いしました。その結果、心穏やかに過ごせる環境が形成され、温かく見守る雰囲気が作り出されています。例えば、通常の学級での話し合い活動では、特別支援学級の児童の意見を採り上げたり、発表を任せたり、係活動の役を頼んだりして活躍できる場を作っています。ノートを提出したり、作品を提出したりする場面でも、特別支援学級の児童に順番を譲ったりする姿も見られます。

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

体温調節が苦手な児童が特別支援学級での活動する際には、靴・靴下を脱いで裸足になったり、上着やトレーナーを脱いだり、椅子に横向きに座ったりして、リラックスして過ごす場面が多く見られます。そこで、写真2のように、リラックス用に靴置きトレイ、チェアーマット、フロアカーペットを敷いています。これだけでもよりリラックスすることに有効な配慮となっています。



写真2 リラックスするための靴置き場とフロアカーペット、チェアーマット

【合理①-1-2】学習内容の変更・調整

知的発達に遅れがない児童は、個別に課題設定をし、パソコンソフトの教材等の使用を学習内容として取り入れています。興味・関心に強く左右され、

長い説明や思考学習には馴染まないのでパソコンや教育テレビ番組視聴などを取り入れることで学習の持続が可能になりました。通常の学級での学習時間が長くなると緊張からストレスが蓄積されるため、特別支援学級で1日1～2時間程度の自立活動を含めた学習時間を設定する必要があると考えています。学習内容や学習課題を工夫し、自由タイムも取り入れた学習のプログラム化を進め、学習への意欲化や達成感がもてるようにしています。課題を明確にした学習は自分のペースでできるので集中でき、特に、パソコンを用いた学習は楽しみながら操作しているため、心理的な安定を兼ねた学習内容となっています。

【合理①-2-1】情報・コミュニケーション及び教材の配慮

通常の学級の児童とのコミュニケーションの促進を図るために通常の学級での授業時数を適切に確保するようにしています。そのため、特別支援学級と通常の学級との教材や学習内容の接続を図り、特別支援学級の児童が安心して学習に参加できるよう工夫しています。学習進度、教材・教具等を双方の担任が共通理解のうえ学習を進めることで、特別支援学級の児童の学級間の移動や学習がスムーズに行われています。通常の学級の担任は、学習内容や学習課題を視覚的に捉えられるよう板書計画や教材・教具等具体物の提示方法を工夫しています。特別支援学級の児童の興味・関心が持続するように音読では指でなぞり読みをしたり、マーカーでチェックをさせたり、指名し発言させたりする等、様々な場面で配慮がなされています。さらに、図画工作の学習では、絵で表したり、使う色の数を極端に少なく配慮し、分かりやすい会話でイメージを膨らませたり、具体的なアドバイスや指示をしたり、背景の色もみんな考えてから色づくりを体験させて塗らせたりするなど、他の通常の学級の児童にとっても分かりやすい授業が展開されています。各教科において共通した取組でも、黒板の前での動作化や表現する場面を取り入れるなどの場面も用意し、誉める・認めるなど自己肯定感や自己有用感を高める配慮もなされています。

5 今後への成果と課題

(1) 取組の成果

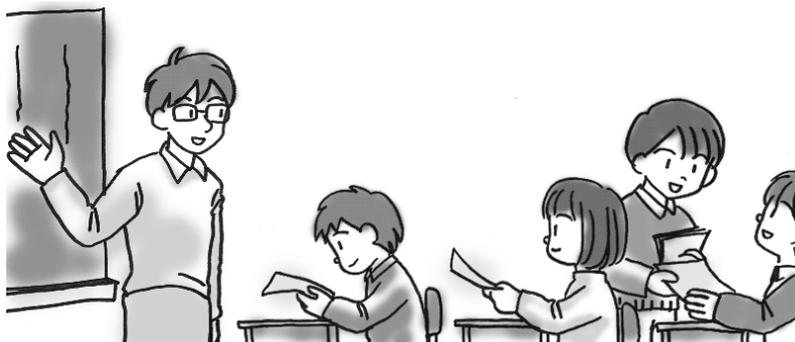
- ① 学校生活の日課の中で特別支援学級での自立活動の時間をもつことによって、気持ちが安定し、ストレスを緩和することができ、乱暴な言動や行動を少なくすることができました。遊びでは、リーダーシップを発揮するようになり、安定して過ごすことができる場面が増えました。

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

- ② 一日のプログラム化と日程の事前予告をすることで、パニックを起こしたり、かんしゃくを起こしたり、奇声を発したりするなどの不適応行動を起こすことが減少しました。学級での日直の仕事や係活動、給食当番など事前に分かっていることには積極的に生き生きと活動しています。
- ③ 特別支援学級での教科や学習課題、通常の学級での交流及び共同学習の学習内容や時間を明確にすることで気持ちの切替えができるようになり、スムーズに教室移動ができるようになりました。特別支援学級の児童のこだわりが緩和され活動やコミュニケーションが活発に行われるようになり、班長を任されるほど学級に溶け込むことができている。
- ④ ネットワークの構築や専門機関との連絡を密にすることで、特別支援学級の児童のストレスや精神状態を把握し、新たな方策を思考するとともに個に応じた指導を模索することができました。

(2) 今後への課題

- ① 特別支援学級の児童は、通常の学級では、級友と同じように担任の説明や指示を聞き、きちんと学習活動に取り組むことができますが、状況によっては、ストレスで不安定になってしまう場合もあるため、授業途中であっても、自立活動の時間に切り替えることがあります。通常の学級との学習進度や学力差を生じさせないなどの配慮を進め、特別支援学級の児童が主体的に学習活動に参加できるようにすることが必要です。
- ② 特別支援学級の児童は、各教科の指導では、障がいの特性のために担任の説明や指示を聞きのがしたり、ノートへの書き込み作業が遅くなったり、学習内容が分からなくなったりすることが多く見られます。そのため、良好な友人関係を形成し、通常の学級の周囲の児童からの言葉かけ等から、自ら気付き、集中して学習に取り組むことができるような学習環境にしていきたいと考えます。
- ③ 特別支援学級に在籍する児童を複数の教員の目で看取ることが大事です。また、担任同士や支援員との連絡、打ち合わせが密に行われる必要があります。そのため、話し合うための時間確保も重要な課題となります。





新十津川中学校における特別な教育的ニーズのある 子どもの合理的配慮と環境整備について



新十津川町立新十津川中学校
教諭 佐々木 睦美

1 はじめに

新十津川中学校では平成 25 年 4 月よりインクルーシブ教育の取組を始めました。取組は、2 階の特別支援学級の教室における入学前の環境整備から始まり、本人・保護者・医療関係者との面談や通常の学級で過ごすための教室等の環境整備などを行ってきました。取組の内容について、紹介します。

2 生徒の実態

平成 20 年度まで、町内には花月小学校、大和小学校、吉野小学校、新十津川小学校の 4 つの小学校がありました。平成 21 年度から新十津川小学校の 1 校に統合され、町内 1 校の小学校、中学校になりました。統合から 7 年が経ち、学校や児童生徒の様子も落ち着いています。

新十津川町では、小学校の時から同じ学校で過ごしているので、通常の学級の子どもたちも、特別支援学級の子どもたちについて理解があり、受け入れる素地ができています。

平成 25 年度は、病弱・身体虚弱と肢体不自由の重複障がいのある生徒が、特別支援学級に在籍していました。入学時の身長は、92 c m で手指の欠損がありました。胃ろうもあり医療的ケアが必要な生徒でした。医療的ケアについては家庭に連絡をして祖母が来校し対応する流れになっていました。現在は、胃ろう閉鎖手術を受けて、医療的ケアの必要はなくなり、身体も成長しました。現在身長は 96 c m ほどになりました。

言語に関しては、発声やジェスチャーで感情を表現して伝えています。周りの人の話す内容や場の空気を意識して、行動することができます。入学当初は両手をつないでやっと歩くことができ、通常の学級のみみんなの歩く早さについていくことは難しい状態でした。約 3 年間の学習を通して、現在は 1 日約 1 ～ 2 k m の距離を歩くことができるようになりました。通常の学級の生徒と歩くときには、教師が手をつないで、手を引くとペースを合わせられるようになりました。

3 地域及びその他関係機関との連携

他機関との連携については、生徒の実態把握と配慮事項の検討を兼ね、北海道立特別支援教育センター、空知教育局、美唄養護学校（特別支援教育コーディネーター）、町教育委員会、町の保健福祉課、校長、教頭、合理的配慮協力員、学級担任で該当生徒に関わる関係者に参集していただき、「インクルーシブ教育検討会議」を行いました。環境整備や学習内容の進め方、教材の情報や手立て、配慮事項など、環境整備及び合理的配慮について検討し、各委員から指導助言をいただきました。

その他にも、教育委員会、福祉課、小中学校の校長、教頭、合理的配慮協力員、小・中学校の特別支援教育コーディネーターで構成する町の特別支援教育連携協議会で、情報を共有し、様々な情報を交換しました。その中では、放課後デイサービス等の利用できる施設に関する情報や進学志望先の情報など、地域での生活をよりよいものにしていくための情報収集と共有化を図りました。

また、年に数回、担任が当該生徒の北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター受診に同行し、担

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

当小児科医、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士と学校での支援方法について情報交換を行いました。そこで得られる情報はとても貴重なもので、保護者との指導方針の（教育支援計画・合理的配慮の）変更調整、共有ができる場になりました。

その他にも校内の連携として、合理的配慮協力員の生徒理解に基づいて、指導の様子を話し合うことで、日々の学校生活の充実に生かすことができました。特別支援学級の教諭や他の教諭が、日々、当該生徒と関わったときの細かな気付きは、重要な情報の1つとして活用し、指導につなげることができました。多くの目で生徒理解を行うことで、当該生徒にとって有効な情報を得ることが重要であることが分かりました。

4 合理的配慮、環境整備、その他の流れについて

新十津川町は1町1校のため教育委員会、小学校と連携が取りやすく教育活動が行いやすい環境にあります。当該生徒の入学当初は、すぐに教育委員会が生徒の身体のサイズに合わせた机、椅子、学習に必要なストレッチマットなどの教材の貸借や学校間で必要な教室環境を整えるための連絡調整を行い、対応してくれました。当該生徒は季節ごとに配慮事項が変わるため、1年間を通して環境整備の内容を変える必要がありました。1年生から2年生になり、教室を2階から1階へと設置した場合も、新たな環境整備と合理的配慮について、検討する必要がありました。その都度管理職に相談し、校内で対応ができるか、教育委員会も含めた校外での対応が必要かなど、判断しながら進めていきました。

※ 以下、当該生徒に行った、基礎的環境整備、合理的配慮の詳細です。

(1) 第1学年時

○3月

- ・家族に校舎内の安全と配慮事項の確認
- ・階段踊場の隙間に落下防止板を取り付け
- ・特別支援学級教室の休憩スペースの段差のフラット化とじゅうたんの敷設（入退室がしやすいようにリフォーム）
- ・特別支援学級の水道の蛇口を手が届く長いものへの交換
- ・特別支援学級と同じ階にあるトイレの個室にオムツ交換台の設置
- ・学級担任による小学校からの引継ぎ

○4月

- ・本人と保護者、校長、教頭、担任が入学前に面談の実施と、個別の教育支援計画に沿った学習内容や配慮事項のニーズの確認
- ・通常の学級で使用する机、椅子を小学校から借用
- ・体幹を鍛えるためにトランポリンとストレッチマットを小学校から借用
- ・通常の学級の座席の固定（教室から出入りしやすい後方、廊下側ドア付近）
- ・お湯で手を洗うことができるよう、給湯器の設置について教育委員会へ依頼
⇒小学校の引継ぎより 手を洗うことを嫌がる。
⇒実態把握をしてみると・・・水だと手を洗いたがらないので手がかぶれてしまう。
ぬるま湯だと喜んで洗う。
- ・特別支援学級の手洗い場に、手を洗うための踏み台の設置
- ・全職員の共通理解と対応の充実（生徒指導交流会や朝の打合せ等における、生徒の状況の報告）

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

○5月

- ・個別の教育支援計画の作成・活用した、前期の目標や計画等の保護者確認
- ・扇風機の使用による暑さ対策（特別支援学級の予算で購入）
⇒小学校の引継ぎより 暑さに弱く食事が減り教育活動が難しい。
⇒実態把握をしてみると・・・基礎体力の不足
体力づくりの実施の必要性

○6月

- ・特別支援学級への給湯器の設置（教育委員会の予算では、新品購入が難しいため中古の給湯器を購入。手や使用したものを洗う程度のため、最高約 60 度の温度で 10 リットルの容量のもの）
- ・第 1 回「インクルーシブ教育検討会議」の開催
- ・生徒の実態の把握と今後の計画を確認（有識者含む）

○9月

- ・個別の教育支援計画の反省と評価（評価が保護者宛の通知表になるように作成）

○10月

- ・教室ドアのすのこ部分からの冷風対策のための、すきまをふさぐ板の取付け
⇒100cm以下の低身長と体温調整が上手くいかないため、対応が必要。

○11月

- ・第 2 回「インクルーシブ教育検討会議」の開催。合理的配慮と環境整備と今後の指導についての確認

○1月

- ・第 3 回インクルーシブ教育検討会議の開催。今年度の成果と課題の報告と協議。

※追加の環境整備は、細かなものも含めると、当該生徒が入学してから 1 年間継続した。

(2) 第 2 学年時

○4月

- ・1階に教室を変更
 - ・1階の教室は、肢体不自由児学級で数年前に使用していた教室のため、既にトイレや手洗い場が設置済
 - ・手洗い場のリフォーム
 - ・主に給湯器の設置と蛇口の変更、手を洗いやすいように踏み台の設置
⇒自分から踏み台に上がり「手を洗う」の意思表示ができるようになった。
 - ・トイレへのベッドの設置
→胃ろうの対応と体調不良時の休息の場として活用。
教室にトイレがあることを生徒が理解し、自分からトイレに向かう姿が見られた。
⇒定時排泄を円滑に行うことができるようになった。
 - ・じゅうたん敷きスペースへの多目的活用のできる小さな台の確保
 - ・床から 60cm ほどの高さを確保した冬の寒さへの対応
 - ・2階教室で使用していた教材や備品を、1階の教室に移動して設置
- ※第 2 学年の 4 月には、十分な環境整備が整った。

◆「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の取組◆

(3) 第3学年時

○4月

- ・当該生徒にとって過ごしやすい、環境整備の確認
→初めて同学年の通常の学級の生徒と同じ階になり、当該生徒にとってさらによい環境になった。芸体系の教科や学級活動等の一部や、休み時間ごとに交流を行い、日頃から他の生徒と挨拶を交わせる楽しい学校生活になった。

○12月

- 約3年間教室にあったトランポリンに、自分で立ち上がり遊ぼうとする姿が見られた。常にトランポリンに上がっていたが、誰にも手を借りずに立ち、跳ねようとする姿が初めて見られた。

5 成果と課題について

約3年間の取組の成果は、当該生徒にとって「必要な力は何か」を判断するために医療関係者、教育関係者、町教育委員会、合理的配慮協力員、学校職員等との連携を密に取り、多くの目で生徒を理解することの大切さを感じました。

課題は、校内指導体制の整備と保護者の理解です。

校内指導体制の整備については、今後、全校職員の理解を得ながら進めていく必要があります。

保護者に対しては、学校卒業後の当該生徒の生活が充実したものになるよう支援して行くことの大切さを共通理解することが重要です。生徒と保護者が困らないようにするためには、各関係機関との連携を密に行い、同じ歩調で保護者に伝えていくことが大切であると考えています。

6 おわりに

環境整備と合理的配慮を検討し実施することで、支援を必要とする生徒や必要としない生徒のどちらにも学校生活を快適に送ることができる環境の重要性が分かりました。「障がいは環境がつくるもの」その言葉の意味を強く考える機会となりました。今回の取組を生かし、これからの時代を担う生徒たちに「新十津川町は快適な学校づくりをしてくれた」、「どんな障がいがあっても障がいを意識させない学校づくりをしてくれた」と感じられる学校にして行きたいと考えています。



最新情報

国立特別支援教育総合研究所「支援機器等教材普及促進事業」の事業紹介

国立特別支援教育総合研究所 教育情報部主任研究員 新谷 洋介

1 はじめに

平成 25 年 8 月に文部科学省が設置した、障害のある児童生徒の教材の充実に関する検討会より、「障害のある児童生徒の教材の充実について 報告（概要）」が出されました。報告の中で国等の役割として、「障害の状態や特性に応じた教材や支援機器、指導方法、活用事例等に関する全国レベルで情報交換するためのデータベースの作成」、「教材や支援機器の活用方法や指導方法に関する各都道府県等の指導者層を養成するための研修等の実施」などが示され、これらを受けて、本研究所では、平成 26 年度より「支援機器等教材普及促進事業」に関する新たな業務を推進しています。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所支援機器等教材普及促進事業



図 1 支援機器等教材普及促進事業

2 支援機器等教材とは

文部科学省「これが欲しかった！ICT機器の『次の』活用方法」において、「支援機器等教材」とは、「障害のある子供の学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、障害の状態や特性に応じて、そのもてる力を十分に発揮させることを目的に活用され、主として学校教育の場面において使用できるもの」と説明されています。また、適切な教材の提供として、個別学習の場面と一斉学習の場面について説明されており、個別学習の場面では、個々の障がいの状態や特性に応じて、適切な教材が活用されること、一斉学習の場面では、個々の特性に応じた適切な教材を活用することで、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことができることが示されています。

支援機器等教材を使用した合理的配慮の考え方として、平成 27 年度特別支援教育教材・支援機器等活用研究協議会（平成 27 年 8 月 17 日）において、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官の分藤 賢之氏は「個別に決定される合理的配慮の考え方（肢体不自由の例）」として次の例を示しました。

肢体不自由のある A、B、C さん 3 名に対して、教員は一方通行のコミュニケーションであると課題を感じており、本人・保護者からの相談の中でもコミュニケーションができるように配慮して欲しいとの要望がある。これらのコミュニケーションの課題や配慮は、それぞれのコミュニケーション能力を把握した上で、能力に応じた合理的配慮の検討・提供を考え、これらを、本人・保護者と合意形成を図りながら検討することが必要であるとされています。

コミュニケーションをするための配慮として、コミュニケーション能力に応じて、「絵カード」を用いる場合もあれば、「タブレット PC の VOCA アプリ」を用いる場合もあります。このように、誰にでも同じような支援機器等教材を利用するのではなく、個々の能力や、本人・保護者との合意形成により、支援機器等教材を適切に選定することが大切です。

3 特別支援教育教材ポータルサイト (<http://kyozai.nise.go.jp/>)

本事業では、教育関係者や保護者、支援機器等教材に関心のある方々に情報を提供するために、児童生徒の障がいの状態や特性等に応じた支援機器等教材の様々な活用方法や取組に関する情報を収集し、これらの情報を提供する特別支援教育教材ポータルサイト（以下「支援教材ポータル」）を平成 27 年 3 月に公開しました。支援教材ポータルの利用を通じて、支援機器等教材への理解を深め、これらの利用を促進することをねらいとしています。

支援教材ポータルについて、掲載コンテンツ毎に紹介します。

(1) 本サイトについて

支援教材ポータルの使い方や、支援機器等教材の掲載の観点、掲載機器等は一事例であり他にもあること、対象となる子どもの教育的ニーズを踏まえて個別に判断して利用することなどの利用上の留意点を掲載しています。

(2) 教材・支援機器に関する情報

国が実施している施策・法令・関連事業や、本研究所で公開している研究成果・刊行物など、支援機器等教材に関する情報をまとめています。ICT を活用する際に参考となる、ガイドブック・資料等のリンクも掲載しています。

(3) 研修・展示会情報

本研究所が主催する研修・展示会の告知および活動報告を掲載しています。平成 27 年 10 月 3 日に実施した、北海道立特別支援教育センターと共催した地域展示会の情報も掲載しています。

(4) 教材・支援機器を探す、実践事例を探す

支援教材ポータルのメインコンテンツです。教材・支援機器や実践事例を、「検索ワード」、「条件を絞り込む」、「条件を指定する」の 3 つの方法で検索することができます。「条件を絞り込む」では、対象の障がいや、見る、聞く、話すなどの特性・ニーズを絞り込んで検索することができます。

支援教材ポータルの教材・支援機器情報と、実践事例はお互いに情報をリンクし関連付けて登録するようにしています。また、本研究所既存情報である、発達障害教育情報センターや i ライブラリーの教材・支援機器データベースと連携しており、支援教材ポータルから両者のデータベースを直接検索することが可能です。

国立特別支援教育総合研究所(NISE)による特別支援教育教材ポータルサイト構築・運営

支援教材ポータル (http://kyozai.nise.go.jp/)

障害のある子供一人一人の状況や特性などに応じた支援機器等教材に関する活用方法や取組事例などの情報提供ポータルサイトを構築しました。

検索ワードで探すことができます

このサイトでは、特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例をご紹介します。

条件を絞り込んだ検索もできます

検索結果の一覧が表示され、クリックすると写真の拡大表示が可能です

実行を表示1をクリックすると実行事例のリンクが実行されます

教材・支援機器をランダム表示
教材・支援機器がランダムに表示され、クリックすると、その情報が表示されます。

NISEが保有する他のコンテンツを共有しています。

研修・展示会情報
各都道府県の研修会場を別窓に支援機器等教材を使用した実践事例や研修会場に関する情報を提供しています。

展示会情報
支援機器等教材の展示会場における活用方法や事例を紹介するための展示会を開催しています。

図2 特別支援教育教材ポータルサイト

支援教材ポータル
NISE 特別支援教育教材ポータルサイト

文字の大きさ 小 標準 大
表示色の変更 標準 1 2

ホーム | **本サイトについて** | 教材・支援機器を探す | 実践事例を探す | 教材・支援機器に関する情報 | 研修・展示会情報

このサイトでは、特別支援教育の教材や支援機器、学校での実践事例をご紹介します。

教材・支援機器を探す

実践事例を探す

教材・支援機器に関する情報 | 研修・展示会情報

教材・支援機器 | 実践事例

検索

※検索文字をスペースで区切って指定してください。

データベース更新情報

最新 8件 適用

2015年03月12日
タブレットPC用スイッチ

2015年03月12日
OSのアクセシビリティ機能

実践事例ランダムトピック

書字に苦手意識がある児童に、パソコンでの文字入力を指導し、習得することを旨とした事例

自覚度 知的理解 自覚度

戻る 戻る 戻る 戻る 戻る

聴覚を伴う全盲生徒に対する点字ディスプレイ出力を併用したPC操作環境の構築

机間指導 机間指導 活動と姿勢 活動と姿勢

図3 支援教材ポータルトップ画面

教材・支援機器を探す、実践事例を探す活用例 「肢体不自由の子どもに音楽の授業で楽器を演奏させたい」

- ① 実践事例を「対象の障害：肢体不自由」で絞り込む
- ② さらに、「教科名等：音楽」で絞り込む
- ③ 「筋ジス（デュシェンヌ型/ウールリッヒ型）の高等部男子生徒の音楽バンド等でドアチャイムを改造した打楽器装置を使い、足先でジェリービーンズスイッチを押してバスドラムを叩くことが実現した事例」がヒットする
- ④ 「詳細」の「事例」より、PDF で掲載されている実践事例を参照する
- ⑤ 「類似データベース情報」に表示されている、「教材・支援機器：ドアチャイムを改造した打楽器装置」のリンク先から、「教材・支援機器」情報を得る



図4 支援教材ポータル掲載事例

4 支援機器等教材に関する研修・展示会

本事業では、各都道府県の指導者層を対象とした障がいのある児童生徒のための支援機器等教材活用の実践的な研修を企画運営しています。本年度は、8月17日、18日の2日間にわたって研究協議会を開催しました。また、教育現場における支援機器等教材の活用方法や実践事例を紹介するための展示会を、平成27年11月の研究所公開や、「特別支援教育教材・支援機器等地域展示会」として、全国特別支援教育センター協議会と連携し、福島県、北海道、沖縄県、滋賀県の公募による4地域で開催しました。

(1) 北海道立特別支援教育センターとの共催による地域展示会の開催

平成27年10月3日に本研究所と北海道立特別支援教育センターが共催で「インクルーシブ教育システム構築における合理的配慮と教材・支援機器の活用」に関する体験型の教材展示会を実施しました。対象者は、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の教職員でした。主な内容として、特別支援教育教材ポータルサイトを活用した演習、北海道等の現職教員による支援機器等教材の展示や実践事例の報告を行いました。

5 特別支援教育教材ポータルサイトを活用した演習

地域展示会等を中心に、特別支援教育教材ポータルサイトを活用した演習を実施しています。演習内容について紹介します。

(1) 演習目的の提示

演習の目的は、次の3つを設定しました。

- ・ ICTを活用した仮想の実践事例をグループで作ることができる
- ・ 様々な支援機器等教材を知る機会とすることができる
- ・ 子どもによって支援機器等教材の活用方法が異なることを知ることができる

(2) 演習の方法

演習の方法は次のようにしました。

- ① 数人1組のグループを作る
- ② 支援教材ポータル等の教材・支援機器実践事例情報を調べる
各グループに、支援教材ポータルの閲覧が可能なタブレットPCを1台配布し、支援機器等教材や、実践事例を調べられるようにしました。タブレットPCを利用することで、1台であっても、他者がのぞきこむことができ、意見交換しながら調べることが可能になります。
- ③ 調べて得られた情報を、グループで議論し、仮想の子どもに対応した、ICTを適切に活用した実践事例をワークシートに記入する
ICTを活用した実践事例を記入することができるフォーマットをもとに記載してもらいました。支援機器等教材の情報が少ない教員にとっては、どのような事例を考えたらよいか悩むところですが、支援教材ポータルに掲載している実践事例をヒントに、子どもに対応する授業にカスタマイズしたり、支援機器等教材の情報を参考に、支援機器等教材を活用する授業を考えたりする活動が考えられました。
- ④ グループごとに発表する
今年度の実施においては時間の都合によりグループごとの発表を行いませんでしたが、情報共有の意味合いから、グループごとに発表する時間を設けた方がよいと考えています。



図5 支援教材ポータルを用いた演習の様子

(3) 演習を行って

1時間ほどの演習時間としました。各グループ共に、情報交換が途絶えることが無く、活発な意見交換がなされていました。

本演習を通して、目的に示したように、実践事例は一つの例であり、子どもの状態が異なると支援機器等教材を実践事例通りに使用しても効果が表れないことがあることが確認できたと考えます。また、状態の異なる子どもを担当する教員同士で意見交換することで、一つの支援機器等教材についても様々な利用方法があることを知ること、例えば、「筆談アプリ」は、聴覚障がい児が筆談をするアプリであるが、お互いに手書きができる機能を活用し、教師が文字の見本を書いて、子どもがなぞるなど、知的障がい児に対しても有効に使える可能性があることが確認できたと考えます。

6 おわりに

支援教材ポータルを普及させるに当たり、Webページの紹介はもちろんですが、実際の授業にどのように生かせるか、生かしてほしいかを伝えることが大切であることを再認識しました。

今後も、北海道をはじめ、全国の教育センターや教育委員会等と連携を図り、支援教材ポータルの情報を充実させるとともに、展示会や、支援教材ポータルを活用した演習を実施していきたいと考えます。

各学校や、教育機関等におきましても、支援教材ポータルを活用した演習の実施や、支援教材ポータルに対してリンクを貼っていただけると幸いです。

トピック

平成28年 自作カレンダー展「素敵な作品をありがとうございました。」

毎年、雪が降り始めると、「今年は、どんなカレンダーが来るのだろう」と楽しみになります。

今年も恒例になりました、「道立特別支援教育センター自作カレンダー展」を開催しました。

今年は小・中学校の特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校40校から99作品の応募があり、児童生徒が作成した素晴らしい作品がそろいました。

2月1日(月)～12日(金)までの12日間は、「ホテルライフオート札幌」のロビーを会場に展示しました。札幌雪まつりの期間でもあり、より多くの方々にご覧いただくことができました。

また、2月18日(木)、19日(金)の2日間は、道庁1階道政広報コーナーに展示しました。児童生徒の一生懸命作った作品に見入っている方々の姿が印象的でした。

今後は、当センターの相談室や研修室などに飾り、活用させていただきます。当センターをご利用いただく際には、ぜひ素晴らしい作品をご堪能ください。

素敵なカレンダーを作成して下さった児童生徒のみなさん、ありがとうございました。



教育相談

乳幼児から高校生まで
このようなときに、ご相談ください

- 学習のつまずきや遅れが気になる
- 見え方や聞こえ方が気になる
- 言葉の発達が気になる
- 落ち着きのなさが気になる
- 就学先や進路先について相談したい
- 今後の学びの場について相談したい

相談内容については、
秘密を守ります



相談は無料です

電話やメールによる教育相談

保護者等からの電話やメールによる相談を行います。

相談者のニーズに応じた情報提供や必要に応じた地域の関係機関の紹介等を行います。

来所教育相談

来所が可能な障がいのある乳幼児や児童生徒、保護者等に対して、就学等の相談を行います。

- 受付：月～金曜日 9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

TEL：011-612-5030

E-mail：tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp

※ 携帯電話の方は、パソコンまたは当センターからのメール受信許可の設定をしてください。

巡回教育相談

遠方のため、来所が困難な障がいのある乳幼児や児童生徒、保護者等に対して、所員を派遣し就学等の相談を行います。

平成28年度の巡回教育相談の会場及び日程は、4月に配付するポスターや当センターWebページ等をご覧ください。



編集後記

今年度の「特別支援教育ほっかいどう」は、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築への取組という観点から、3号に渡って各学校や地域の取組を紹介いたしました。

今号では、文部科学省の指定を受けて取組を進めてきた「インクルーシブ教育システム構築モデル地域事業」の実践について特集しました。

教育委員会、小学校、中学校、それぞれの地域が一体となって共生社会の実現へ向けて取り組んだ実践です。

「特別支援教育ほっかいどう」21号は、今年度3期に分けて発行しました。ぜひ、(1)～(3)に掲載しました取組を参考にいただき、読者の皆さんの教育実践の一助となれば幸いです。

最後になりましたが、玉稿をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

お知らせ

当センターでは、メールマガジンを定期的に発行しております。御希望される方は、当センターWebページから登録いただきますようお願いいたします。

特別支援教育ほっかいどう21号(3)

発行：平成28年2月

編集：北海道立特別支援教育センター

〒064-0944 北海道札幌市中央区円山西町2丁目1番1号

電話 011-612-6211 (代表) F A X 011-612-6213

E-mail tokucen@hokkaido-c.ed.jp

URL <http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/>

発行者：北海道立特別支援教育センター 所長 木村 宣 孝

